

少額調達案件見積依頼

(オープンカウンター方式)

1 件名
ガソリン・軽油

2 品名・数量・規格等
仕様書のとおり

3 納入期間
仕様書のとおり

4 納入場所
仕様書のとおり

5 見積書の提出について

請負業者は、契約内容にかかる一切の費用(輸送費、保険料等の諸経費を含む。)の契約金額を見積もるものとする。

契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に、当該金額(軽油については、軽油引取税額分を減じた額)の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって契約価格とするので、請負業者は、消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額(軽油については、当該金額に軽油引取税額分を減じた額)の110分の100に相当する金額(軽油については、当該金額に軽油引取税額分を加算した額)を記載した見積書を提出しなければならない。

見積書の内訳は、1リットルあたりの単価を記入するものとし、単価は消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。(軽油は軽油引取税を含む。)

見積もった単価に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の下2桁まで記載することができる。

※ ただし、本契約期間は令和8年4月1日以降となることから、軽油引取税の暫定税率については含まないものとする。

- (1) 参考見積書提出期限
令和8年2月20日(金) 17時15分まで
- (2) 本見積書提出期限
令和8年2月27日(金) 17時15分まで

6 契約書の要否

要

7 連絡先

〒602-0881

京都府京都市上京区京都御苑438-1

皇宮警察本部京都護衛署 警務課 会計係

電話番号 075-231-0003 (内線220)

8 その他

- (1) 請負業者は仕様等に疑義がある場合には、京都護衛署分任支出負担行為担当官（以下「担当官」という。）に説明を求めるものとし、見積書提出後、仕様の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 上記のほか、詳細については担当官の指示によること。

ガソリン・軽油仕様書

皇宮警察本部京都護衛署におけるガソリン及び軽油購入の仕様は、以下のとおりとする。

- 1 契約件名
ガソリン・軽油
- 2 契約内容
請負者は、担当官から指示された数量をドラム缶（200ℓ）で指定場所に納入するものとする。
- 3 納入期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- 4 品名及び規格
 - (1) レギュラーガソリン
日本工業規格 K2202の2号 品質基準に適合するもの。
 - (2) 軽油
日本工業規格 K2204 品質基準に適合するもの。
- 5 契約方法
1ℓあたりの単価契約とする。
- 6 納入予定数量
 - ・ ガソリン 10,600ℓ
 - ・ 軽油 800ℓ※ 令和7年度実績による見込数量であり、上記数量の購入を保証するものではない。
- 7 納入場所
京都市上京区京都御苑438-1
皇宮警察本部京都護衛署危険物貯蔵庫（油庫）
※ 納入希望日については担当官の指示によること。
※ 納入は200ℓドラム缶をもって行うこととし、使用済みドラム缶は請負者が回収すること。
- 8 各月の精算
請負者は月末締めで月ごとの納入量を集計し、担当官に数量を確認の上、請求書を提出すること。
- 9 契約変更
甲及び乙は、次の各号の一に該当することにより契約単価を維持できない場合等は、契約を変更することができる。

- (1) 資源エネルギー庁が公表する「石油製品小売市況調査（都道府県別）」のレギュラーガソリン及び軽油の京都府価格（以下「調査価格」という。）について、契約月の前月中旬に公表される調査価格を基準として、毎月中旬に公表される調査価格に2円以上の変動があったとき。この場合は甲乙協議の上、当該変動のあった翌月から変動額相当分を上限に契約単価を改定することができるものとする。また、契約単価を改定した後に、当該変動のあった月の調査価格を基準として、2円以上の変動があったときも同様とする。
- (2) 揮発油税、軽油引取税及び消費税（地方消費税を含む）等物品にかかる諸税について改正があったとき。この場合、改正される日から当該変動額を加減し、契約単価を改定する。

10 大規模災害時における安定供給

- (1) 甲は、地震・風水害その他の大規模災害が発生した場合、燃料を安定的に供給するために、乙に対して、協力要請をすることができる。
- (2) 乙は、前項による甲からの要請を受けたときは、可能な限り優先的に甲に物品を供給するものとする。

11 災害時の納入価格

災害が発生した場合、その後に甲が乙に発注して納入した物品の価格は、災害発生直前の契約単価を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

12 その他

- (1) 請負者は、関係する法令、条例及び規則を遵守すること。
- (2) 請負者は、納入の際、危険物取扱の資格を有する者を立ち会わせて納入すること。
- (3) 詳細については、皇宮警察本部担当官の指示によること。
- (4) 予定数量に満たない場合でも、乙は甲に対し、損害賠償等の請求をすることは出来ない。